

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	山 本 國 雄
登録番号又は法人番号	第04221450号
所属する単位会	福井会
事務所名称	行政書士山本國雄事務所
事務所所在地	福井県大飯郡高浜町青第8号6番地5
処分年月日	令和7年2月5日
処分内容（種類）	廃業勧告及び1年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	山本國雄会員は、納付すべき会費を正当な理由なく滞納した。 また、平成26年11月26日・小浜簡易裁判所における和解条項を履行していない。その後の会費も未納である。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	（会員の処分） 福井県行政書士会会則第45条第1項 本会は、会員が法および法に基づく命令、福井県規則その他福井県知事の処分に違反したとき、または行政書士たるにふさわしくない非行があったとき、もしくは連合会・本会の会則等に違反したときは、当該会員に対し、弁明の機会を与え必要な処分を行うことができる。 2 本会は、前項の処分を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問してこれを決定しなければならない。 （個人会員の処分の種類） 福井県行政書士会会則第45条の2 前条の個人会員に対する処分は、次のとおりとする。 （1） 訓告 （2） 会員の権利の停止 （3） 廃業の勧告 2 前項第2号の規定により停止することができる会員の権利は、次の各号の全部または一部とし、その期間は1年以内とする。 （1） 本会の役員の選任に関する権利 （2） 本会の会議、研修会等に出席する権利 （3） 本会の事務所、施設等を利用する権利 （4） 本会からの文書の送付を受け、または図書および物品の斡旋頒布を受ける権利 （5） 本会の福利厚生規定に基づく金品等の供与を受ける権利